

## 【委員会記録】

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(12時07分)

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

## 【報告事項】

- 指定管理者の公募に対する申請状況等について(資料①)

松井県民環境部長

1点報告させていただきます。

お手元に御配付のA4の1枚物の資料をごらんください。

指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。

県民環境部におきましては、徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の施設につきまして、7月22日から県のホームページにおいて募集の概要を公表するとともに、募集要項等の配布を開始いたしました。

また、8月中旬に現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に必要な手続を行い、去る9月22日をもって申請書類の受け付けを終了し、1団体からの申請を受け付けております。

今後、提出された事業計画書等の応募書類に基づき、指定管理候補者選定委員会において審査をいただき、11月議会までに指定管理候補者を選定してまいりたいと考えております。

寺井委員長

以上で報告が終わりました。

それではこれより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

長尾委員

何点かお聞きをいたしますが、まず1点目は、住基カード、住民基本台帳カードについてお聞きをいたします。こんなに便利です住基カードということで説明がなされているわけですが、それで、平成21年4月20日から新しい住基カードが発行されたということで、住基カードのメリットとか、取得の方法とかの説明が書かれています。その中で、現時点での県内の市町村別の交付状況について、どの程度この県内で住基カードが交付されておるのかをお聞きをいたしたいと思います。

あわせて市町村が条例で、それぞれ手数料について500円程度が一般的だということですが、無料としている市町村もあるということで、24自治体の中で無料の市町村がどこなのか、これを教えていただきたいと思っております。

小笠市町村課長

住民基本台帳カードに係る市町村別の交付枚数ということでございますが、市町村別のということは、24 団体ということで、上位とか下位とかでよろしいでしょうか。

(「それじゃ、上位3とか下位3で結構です。後で市町村ごとに聞かせてください」と言う者あり)

わかりました。

まず、私のお手元の資料で、平成 22 年度末の数字で申し上げさせていただきたいと思います。交付枚数で申しますと、県内で一番多いのは徳島市の 6,701 枚。2 番目が阿南市でございますけども 1,581、次いで鳴門市が 1,157 となっております。

逆に下位のほうを申し上げますと、枚数で申しますと、上勝町の 17 枚、それから佐那河内村の 33 枚、牟岐町の 95 枚となっております。ただ、住民基本台帳ということで、住民の数によって異なっておりますので、それを比較するという意味で交付率を改めて申し上げますと、交付率の高い団体としましては、東みよし町の 2.93%、次いで徳島市の 2.60%、次いで3 番目になりますけども北島町の 2.56% となっております。

逆に低いほうにつきましては、先ほどとほぼ同じ団体になるんですけども、上勝町の 0.89%、次が那賀町の 1.17%、その次が 22 番目になりますけども佐那河内村の 1.18% ということになってございます。

県全体の平均といたしましては、住基人口に対する交付率といたしましては、2.13% という状況になってございます。

もう一点、無料交付の団体はあるのかというふうな御質問をいただいております。

無料交付の団体につきましては、県内で要件として2 つほどございます。1 つが、運転免許証を自主返納した高齢者の 65 歳以上の方に、身分証明書にかわるものとして無料で交付するという団体がございます。その交付団体としましては、徳島市、松茂町、それと鳴門市があす 10 月 1 日から無料交付を始めるというふうに聞いてございます。それと、海陽町につきましては、65 歳以上の方について無料交付ということで、運転免許証の返納は要件としていないというふうに伺ってございます。したがって、この4 団体につきましては 65 歳以上の高齢者の方に無料交付しているということになってございます。

あと生活保護の受給者の方に対して、無料交付している団体が、5 団体ということで、吉野川市、美馬市、三好市、佐那河内村、那賀町となっております。以上でございます。

長尾委員

住基カード、県の平均が 2.13% ということは、対象 100 人のうち 2 人しか持っていないということですから、鳴り物入りでやって、かつホームページで便利ですよと言いながら 100 人のうち 2 人、これは全国的には、全国平均はどれくらいになりますか。

小笠市町村課長

全国でのお話でございますけれども、全国的に高い団体で申しますと、宮崎県が断トツで高うございまして 20.78% 前後となっております。で、次いで高いのが島根県の 9.76%、次いで高いのが山梨県の 7.33% となっております。それで、本県でございますけれども、全国 47 都道府県中 44 位ということで、交付率で見

るとそういった状況になってございます。

ちなみに低いところを申しますと、和歌山県、群馬県、山形県が本県よりか低くなっておるということでございます。

全国全体の交付率でございますけども、4.43%ということで、全国的に低いということが言えようかと思っております。

#### 長尾委員

その一番高いのが20%くらいだから、10倍くらい開きがあるということで、これは全国的にまだまだ十分でないと思うんですが、少なくともこんなに便利ですという割には、県民に十分な理解と周知がなされてないんじゃないかと思っておりますので、これについては引き続き県としてもしっかり取り組んでいただきたいと、このことを強く要望しておきたいと思っております。

それから、県民との協働課のほうで9月1日から本格稼働した「ゆめバンクとくしま」のグランドオープン、「ゆめバンクとくしま」という県民の方や企業から、人と物、お金などの支援を必要な団体につなぐ「ゆめバンクとくしま」というのが本格稼働したと書かれております。その中で、きょうで1カ月たったのでありますが、人、物品の登録及び寄附の状況についてお知らせいただきたいと思っております。

#### 手塚県民との協働課長

長尾委員さんのほうから、9月1日にオープンした「ゆめバンクとくしま」の登録状況等についてのお問い合わせでございます。

「ゆめバンクとくしま」につきましては、人や物に関するコーディネート、それから資金助成に関するコーディネート、資金助成情報の提供、アドバイス、広報啓発、寄附の助成等を主な事業としております。今お尋ねの登録状況でございますが、人材に関しましては、こういう人材が欲しいという募集の情報が5件、私どもがNPOのお手伝いをしますよという提供の情報が3件、それから物につきましては、募集が2件、提供が9件、あと助成金情報ですとか、寄附金情報、委託事業情報、イベント情報、団体情報等々、新しく設けましたポータルサイトのほうに登録しておる状況でございます。

#### 長尾委員

これが、新しい試みでもありますし、ぜひ今後これが充実するように、またうまくマッチングできるように、引き続き頑張っていただきたいと思っております。

まず、1カ月のこの状況については、担当課としては見込みというか、どういうふうに見ておるんですか。

#### 手塚県民との協働課長

9月1日にオープンしまして、ちょうど1カ月でございますが、担当課としてはさらなる周知、広報に努めて、もっとどんどん新しい公共ということで、県内のNPOに対する期待が高まっておりますので、それを支援しようという方をもっと引き出していくために、さらに啓発に努めたいと思っております。

#### 長尾委員

このNPO等の成長と自立を図る社会貢献活動推進エンジンということでございますから、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それから、もう一点、エコの制度がきょうまでということで、12時30分までやるわけではありますが、関西スタイルのエコポイント施行事業というのが、この7月から9月までの3カ月間、きょうまで。7月、8月、9月の3カ月間、この関西スタイルのエコポイント施行事業というのが実施をされています。それで、この3カ月の間に、内装、内窓、真空ガラス、それからエクステリア製品、そういったものの省エネルギーフォームとか、太陽光発電システムの設置をされた方に対して、エコアクションポイントを付与すると。そのポイントを取得してポイントを交換できるという、こういう制度が関西スタイルのエコポイント事業ということであります。この3カ月間、きょうまでということでありますけれども、現時点でこの事業の実施状況、県内でこの制度を利用した方々がどの程度なのか、またその効果について、どのように見ておられるのかお聞きしたいと思います。

#### 平島環境首都課長

関西スタイルのエコポイントの御質問でございます。

今、委員御指摘のとおり、関西広域連合の中で関西府県と、鳥取県は入っておりませんが、そのかわりに奈良県が入りました各府県が、7月7日から9月30日きょうまでとなっておりますが、12月末まで延長という形となっております。

こういった内容で、それぞれの参画企業が商品を提示しまして、商品に付与するエコポイントの原資を、その企業が出していくというふうな形で、全体的な運営はJCBという会社が運営をやるという、これは試行でございますので、無償というふうな形でやっておるようでございます。

9月6日現在の関西圏の全体の取り扱い件数が374件ありまして、本県につきましては現在4件、下のほうからいきますと和歌山県が8件、それと逆に一番多いところでは大阪府が115件、兵庫県が90件、京都が63件というふうな状況でございます。この評価でございますが、9月6日現在の実施状況しか手元にはございませんが、今後とも年内この制度を試行するということでございますので、今、決して多い状況ではございませんが、PR等に努めましてこの事業が、試行事業として効果的に活用できるよう努めてまいりたいと思えます。

#### 長尾委員

徳島は、9月6日まで4件ということで、12月まで延長というのは、この事業の中で、その12月まで延長したということは、どのように当課としては周知をされておるんですか。

#### 平島環境首都課長

そもそも関西スタイルのエコポイントと申しますのは、環境省のエコアクションポイントという全国規模の制度に乗っかった形で、関西広域連合がその中に入り込んだ形で、制度のほうを運営している状況であります。そういったところで環境省のホームページであるとか、JCBのホームページであるとか本県につきましても、来月からまた延長したというふうな形で、ホームページを立ち上げているところでございます。

#### 長尾委員

県であれば県のホームページに書かれてもしかるべきだけれども、ここには書かれていないよ。今、報告あったけど、このホームページのところについては書かれてないよ、12月までって。きょう初めて、言ってみれば、県としては12月までということは正式な発言みたいになるんでしょ。だから、もっと何週間も、言ってみればおざなりみたいな感じがしてならんわけだけれども、本当にエコポイント施行事業として、いいものであればしっかりと県民にPRすりゃいいと思うし、そうでないのなら、それなりの扱っていうのもあるけれど、せっかくなら関西広域連合というのができて、新しい関西スタイルとまでの名前もつけてやっている割には、余りそういう事業効果というのが本当に上がっているのかと疑わしいような感じもするわけで、ぜひ、もっと県民にこれを周知するなら周知するとして、しっかりした運営をすべきだと御指摘をさせていただいて質問を終わります。

#### 古田委員

まず、震災瓦れきについてお伺いをしたいと思います。

県民の皆さんからは、徳島にももう持ってきて、焼いているのではないかとか、いろんな不安な声が出されております。以前に調査をされて、どのくらい要請があれば受け入れができるのかとかいうような調査をされて報道もされました。そういった関係で、いろいろ不安の声が上がっているんだと思うんですけども、現在、震災瓦れきの受け入れというのはどのようになっているのでしょうか。全く県では、県内では焼いていないのでしょうか。どうでしょうか。

#### 川端ゴミゼロ推進室長

古田委員さんから、現在の廃棄物の受け入れについてどういう状況なのかといったような質問でございますけれども、現時点においては、本県において、震災瓦れきの受け入れについては実績もございませんし、国のほうからも、そうした要請というのも現時点ではございません。

今回のその震災瓦れきの受け入れについて、基本的な考え方なんですけれども、東北地方の被災市町村と受け入れ市町村との直接の話し合いによって、受け入れるという打診をしてきたというスタンスでございます。それが県を通過していないということで、それについては非常に県としても困る問題でございますので、市町村に対して、そうした具体的な話が他県のほうからあれば、県に速やかに報告してほしいというふうなことも文書で流しております。現在のところ、そうした具体的な話もないというふうなことで、現状では東北の震災の瓦れきの受け入れについて、その動きというものは現時点ではないものというふう考えております。

#### 古田委員

いろんな憶測が流れて、あるところでは阿南の橘の港に瓦れきが上がとつたとか、そんなふうなことも言われたりしておりますので、そういったところ市町村としっかりと連携をされて、本当に福島県だけじゃなくて、宮城県や岩手県や、たくさん放射能の汚染が広がっておるといふような状況ですので、やっぱり震災瓦れきについては、受け入れをしないように、徳島市議会では、全会一致で受け入れはしないようにというふうな意

見書が可決されたようですけれども、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

次に、自然エネルギーへの転換の問題でお伺いをしたいと思います。

県の徳島県地球温暖化対策推進計画案、この6月に出された分ですけれども、その中にも自然エネルギーの取り組みで、いろいろ具体的に平成26年度を目標の年度にして太陽光発電でしたら家庭への分は、現在、平成20年度は4,000台だけれども、26年度には1万3,000台にするというふうなこととか、いろいろ計画を出されているんですけれども、こんな目標では少し少な過ぎるのではないかというふうなところもあるように思うんです。例えば、木質バイオマス、この前の本会議でも質問させてもらいましたけれども、平成21年度の11地区を、26年度に19地区しかしないようになってとんです、目標が。それから、太陽光発電、県管理道路なんかは、26年度までに1カ所やると。こういった目標では、自然エネルギー協議会の副会長に知事がなられたんですけれども、こうしたことに合わせてみたら、目標としては少な過ぎるのではないかというふうに思うので、もう一度この目標については検討をし直すべきではないのかと。

それと、市町村との連絡協議会の中で、国の目標が2020年代の早い時期に20%まで拡大というふうなことを出されているように思うんですが、県として何年までにどのくらいのところまで上げるのか、目標がどのくらいに設定されているのか、それをお聞きしたいと思います。

平島環境首都課長

まず地球温暖化対策推進計画の計画目標、これにつきましては環境審議会等で十分な御議論をいただきまして、各委員から御指摘がありましたバイオマスとか道路等のお話があったけれど、こういったものにつきましては、全庁的に取り扱いをしております、そういった中で決定されたものでございます。

こういったものを積極的に推進するために、本年6月1日に戦略的調整会議を立ち上げまして、鋭意その実現に努力をしているところでございます。そういったものをしっかりと、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、国のエネルギー基本計画のお話でございます。国につきましては、現在2030年までに自然エネルギー等ということで、これは水力発電も入っております20%ということでございます。現在、国のほうが水力発電も入れまして9%程度でございますので、それを20%というものでございます。これにつきましては、さきの東日本大震災の被災によりまして、国のほうでも早い段階にこの計画を抜本的に見直して計画を立てるというふうな作業を鋭意進められているというふうな形で聞いております。

こういったものも踏まえまして、国のエネルギー政策でございますので、これは国の全体のお話もでございます。そういったものを見きわめながら、県としても再生可能エネルギーの導入促進が、今以上に図られますように努めてまいりたいと思います。

寺井委員長

古田委員、ちょっと待ってください。質問途中ですけれども、12時半が来ておりますので夕食のため休憩いたします。(12時33分)

寺井委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。(13時34分)

古田委員

自然エネルギーの県の目標について、いつまでに何%に高めていくのかという具体的な数字は示されませんでした。エネルギー政策は国の方針によるものが大きいところがあるんですけども、やはり徳島県として、日照時間も全国でも5位だと、それから森林面積が県の75%というふうなこと、風力、小水力、川が多いといったことでは、自然環境に大変恵まれていると思いますので、ぜひ本格的な導入をというふうなことで、県が積極的に目標を決めて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それに関連して、今まで、スポーツ立県とか、文化健康立県とか、いろんなことを知事が打ち上げて、そして体制もそのようにとってきたと思うんです。実際に文化スポーツ立県局というのがありますし、観光国際総局といろんな局がたくさんありますので一概には言えないかわかりませんが、今回、知事が所信表明の中で、自然エネルギー立県徳島を目指して頑張るというふうなことを言われました。やっぱり、それにふさわしい体制をつくる必要があると思うんですけれども、この点では、今後どのようにしていくのか、検討をされていくのかどうか、いかがでしょうか。

平島環境首都課長

自然エネルギー立県に向けた体制整備というふうなお話でございます。本県におきましては、平成18年度に現在の環境首都課をつくりまして、地球温暖化対策と自然エネルギーの両面から施策を推進するための組織を課としてつくっております。今回、東日本大震災を踏まえまして、自然エネルギーの導入促進を図るというような観点から、去る6月1日に戦略的調整会議を立ち上げまして、5部局13課で副知事をトップに全庁的な組織体制で取り組んでいるところでございます。今後ともそういった組織を積極的に活用しながら、本県への自然エネルギーの導入促進に向けてしっかりと取り組んでいこうと思っております。

古田委員

本会議でも報告させていただきましたけれども、高知県では新エネルギー推進課というのを、この4月に設けて大いに進めていこうというふうな体制もとっておられますので、ぜひ徳島県でも、自然エネルギー立県徳島にふさわしいような体制も整えられて取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

それに関連して、県と市町村が連絡協議会を開いてアンケート調査をされておられます。そのアンケート調査、幾つか項目で調べられておりますけれども、重立ったところを少し御報告をいただけたらと思います。

平島環境首都課長

去る8月25日に、県と市町村の自然エネルギー関係の連絡協議会を立ち上げたところでございます。その際に、市町村の自然エネルギーのこれからの取り組みという部分でアンケートを実施したところでございます。そういった中で、今後、東日本大震災を契機に、それぞれの市町村で再生エネルギーに関する導入の考え方というのを聞きしておりますが、24市町村のうち、幅広い観点から活用を検討したいというのが5

市町村、状況により活動を検討したいというのが18市町村で、ほぼほとんどのところが前向きに再生可能エネルギーを導入したいといったような意向があるような内容でございました。

古田委員

今、御報告いただいたのは、問1で聞いたところで、特に考えはないというのが1市町村あるんです。それから問2では、貴自治体における再生可能エネルギーに関する取り組み状況をお答えくださいというので、複数回答でもいいですよとのことなんですけど、特に問題だなと思ったのは、一般住宅への太陽光パネルの設置助成などは8市町村、公共施設等への太陽光パネルの導入促進は13市町村とか、たくさんの方が取り組んでいるんですけども、特に取り組んでいないというのが6市町村あるんです。県と市町村が、これは力を合わせて取り組みを強めていかないと、自然エネルギーへの転換といってもなかなか進まないと思うんですけども、なかなかまだ腰の上がっていない、取り組みがまだされていない市町村とは、どのように連携をして取り組みを進めていくのか、そういったあたりはいかがでしょうか。

平島環境首都課長

市町村の再生エネルギーの導入促進の今現在のその意気込みと申しますか、そういった進捗の度合いというのは、それぞれ、例えば山間地域でありますと、小水力とか、バイオマスとか、そういったものに非常に興味を示しまして、以前から取り組んでおるところでございます。また、太陽光パネル等の普及促進に努めているところなど、さまざまそれぞれの地域によって違いがあるかと思いますが、今回の協議会を立ち上げたことで、各市町村の意識啓発も含めて私たちともども勉強をしながら、県内における再生可能エネルギーの導入促進に努めてまいりたいと思います。

古田委員

ぜひ、県の大きな施策として、これから取り組んでいくという知事の意気込みもございますので、取り組みを強めていただきたいと思います。

次にアスベストの件でお伺いをいたします。6月議会にもお伺いをして、除去が済んでいるもの755の県有施設のうち、36で使用されているということが判明して、そのうち除去が9カ所、囲い込みをしたのが9カ所、飛散のおそれがないのが18カ所という6月議会での御報告でございました。

しかし、この囲い込みをしている中には、先ほど県警のほうでも聞いたんですけども、県警の3カ所を含めて9カ所あるんですけども、例えば、県営住宅とか板野高校とか、子供たちやたくさんの方の住民のおるところ、こういったところは、やはり大震災に遭えば大きな影響の出るところですので、ぜひここは除去を大急ぎですべきだと思うんですけども、その他のところも含めて、どのような方向で取り組まれるのか。

それと市町村では、どうかとお聞きをしたら、松茂町の喜来小学校で囲い込みをされているというふうなことで、こういった子供たちや住民がたくさんおられるようなところは、まずは除去すべきだと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

湯浅環境管理課長

アスベストを使用した施設に対する御質問でございます。

当課のほうでは、県有施設のアスベストの使用について各部局に問い合わせをして取りまとめをさせていただいております。その結果について、さきの6月の当委員会でも御報告をさせていただきました。

それで、各施設が今後どういうふうに対応されるかにつきましては、各施設の管理者がおいでますので、そちらのほうで御判断されるものというふうに考えております。

古田委員

環境管理課のほうでは、取りまとめということだけのようすけれども、やはり、その施設を持っているところとも協議をされて、除去の方向でお願いをしたいと思っております。

次に、PCBの関係ですけれども、県立高校とか小中幼稚園とか民間とか、たくさん持っているところがあるわけです。県がつかんでいるところで、今、県下には処理できていないものがどのぐらいあるのか、品目別にもできましたらお願いをしたいと思っております。

市原環境整備課長

PCBの保管状況についての御質問でございます。

PCBにつきましては、従来コンデンサ、トランスなど電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体等のさまざまな用途に使われておりました。我が国では昭和43年に発生いたしましたカネミ油症事件、これを契機といたしまして、有害性、その汚染の進行が問題となりまして、昭和47年以降、PCBの新たな製造は行われておりません。

そこで、既に製造されておりますPCBをどう処理するかということが問題となってございますけれども、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、いわゆるPCB特別措置法が公布されております。その中で、PCB廃棄物を所有する事業者には、1つは保管状況の届け出、それから一定期間内の適正な処分というのが義務づけられることになっております。それで、今最新の段階で数字がまとまっている時点が平成22年3月末時点での県への届け出状況ということになりますけれども、その保管状況で申し上げますと、保管事業者数で468事業者、それから保管の内訳でございますけれども、トランスで109台、コンデンサが1万383台、安定器が2万4,478台、それからPCBの廃油、これが1万4,120キログラムというふうな届け出状況になってございます。

古田委員

これらを平成22年度から26年度の5年間で、全部処理するというふうなことになっているように聞いておるんですけども、県としては、この5年間できちんと処理ができる予定なのか。

それと今年度は、どういったところを計画をされているのかお伺いをしたいと思います。

市原環境整備課長

今後の処理でございますけれども、特別措置法に基づきまして、昨年度22年度から26年度までの間に

計画的に処理をするということになってございます。

処理につきましては、国のほうで主導いたしまして、全国で5カ所の処理施設を整備し計画的に処理を進めることといたしております。本県を含みます中四国・九州地域につきましては、北九州の処理施設において計画的に処理を行うというふうになってございます。

それで、私どものほうといたしましては、毎年度、保管事業者のほうに通知をいたしまして、毎年度の届け出をきちんと行ってくださいというふうな啓発を行っているほか、県内を4つの地区に分けて、その地区ごとに順次計画的に運ぶ計画にしておりますので、その時期が迫りました段階で、説明会を順次開いておるといふような状況でございます。次は本年度の12月から来年の1月にかけて処理をする期間となっておりますので、本年度春にそれぞれの事業者にお集まりいただきまして、説明会を開いたところでございます。

今後とも周知を強化いたしまして、処理期限内に確実に処理ができるように、さらに周知の徹底に努めてまいりたいというふうを考えてございます。

#### 古田委員

受け入れる北九州の処理工場では、能力も限られていると思いますので、計画的にできるだけ早く処理が終わるように進めていただきたいと思います。

それと、微量のPCBの分析ということで、県はこれに対して、検査の機器、これらにお金を補助率2分の1で検査をされているんですけども、微量PCBのこの問題というのは、なぜこうしたことが起こったのかと。もう使用が禁止されて大分なるのに、また新たにこういったものを検査しなくてはいけないというふうなことというのは、本当にずさんなことでないかと思うんですけども、今、その検査の状況というのはどのようになっていますか。

#### 市原環境整備課長

委員おっしゃったように、高濃度のPCBが使用された電気機器につきましては、昭和47年に中止されておりまして、先ほど申しましたようにPCB特別措置法のほうで処理をするというふうなことで処理体制も整備もされております。

しかし、PCBが使用されていないとされる電気機器の中には、微量のPCBが混入した絶縁油を含む電気機器が存在するということが平成14年に判明いたしまして、これらの処理体制の整備体制が今、課題というふうになってございます。

今、国のほうで、民間の施設に対しまして、22年度から、無害化処理施設を国が認定をいたしまして、現在全国で4カ所認定をされておりますけれども、そちらのほうで、順次処理が開始されているということでございます。

それで、処理の状況でございますけれども、全体の処理の状況につきましては、先ほど申し上げました県のほうへの報告の中で、高濃度と微量PCBとあわせて報告をいただいているような状況でございますので、こちらの毎年度の報告、ことしの報告が集計できれば、全体での高濃度と合わせて、どのくらい処理ができたのかというのが推定できるかというふうを考えてございます。

それから、先ほど委員のほうからお話のありました、助成制度でございますけれども、これは地域グリー

ンニューディール基金を活用いたしまして、分析費用等の一部を補助金として交付することによりまして、適正処理をしていただく呼び水的な制度として行っておるものでございます。

この補助金を利用していただいた方々というふうな意味での実績でございますけれども、それで御報告申し上げますと、平成 22 年度におきましては 117 検体を対象に補助を行いまして、そのうち 40 検体でPCBの混入が判明をいたしておるという状況でございます。今年度は、まだ制度を運用している途中でございましてけれども、8月末までに 78 検体に補助を行っておるというふうな状況でございます。以上でございます。

古田委員

高濃度のPCBも微量のPCBも影響が大きいと思いますので、ぜひ適正な処理をするようにしていただきたいと思えます。東日本大震災でどのくらいのPCBが影響を受けたかというふうなことでは、6月20日現在で環境省のほうで調べられたと思えますが、青森県、岩手県、宮城県、福島県で流出をしたのが、トランスの場合 36、そのうち高濃度が1つ、コンデンサの場合は保管されていたのが3万 7,652 ですけども、そのうち流失したのが 86 トン、そして高濃度の分がそのうち 46 トンというふうなことで、たくさんのが流出をしてわからなくなっているという状況もありますので、できるだけ適正な処理をして、早く安心して暮らせるようにしていただきたいというふうに思えます。

次に、住民情報の分散管理についてお伺いをしたいと思います。

昨日も、県と市町村とで住民情報バックアップ等検討部会というのが開かれたというのが、きょうの新聞に載っておりますけれども、三連動地震等が起こった場合に、いろんな重要な情報がなくなってしまって困ったというふうなことも聞かれております。県やそれぞれ市町村が、どのように情報管理をしていくのかというふうなことが課題だと思えますが、現在のところ、どのような状況になっているのかお伺いをしたいと思います。

宮本地域情報課長

古田委員のほうから、市町村における住民情報のバックアップについての御質問でございます。

現在のところでございますが、県内の5市町のほうで町外に住民データを保管しているという取り組みが行われております。

それで、委員のほうから御説明がございましたように、昨日も第2回の住民情報バックアップ検討会が開かれまして、この中では県外施設といえますか、県外への保管候補といたしまして、沿岸市町を中心に、希望する市町村が共同して県外のほうに保管をするというような方向に向けて具体的な検討を開始するという検討もされるということになっておりまして、できるだけ早く町外のほうで保管されるようにと思っておりますので、よろしく願いいたします。

古田委員

5市町ということなんですけれども、それがどこかお尋ねして、そして、県としても、そのように体制を整えられていると思うんですけども、その他のすべての市町村が、こういった体制をとれるように、さらに取り組んでいただきたいと思えますが。

#### 宮本地域情報課長

失礼いたしました。現在行われておりますのは、小松島市、鳴門市、阿南市、それから8月からでございますが、美波町、牟岐町が町外のほうで保管をいたしております。

それと残りのところでございますが、先ほども申しましたように、共同して行うということもありますし、また、住民情報の保護のあり方につきましては、その置かれました庁舎の状況等により、いろいろ状況も違ってまいります。また、保管いたしました情報を被災時には再度利用するということを重点に考えなければいけませんので、どのような保管方法がその市町村にとって最も望ましいかというふうなことを検討いたしまして、随時進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 藤田委員

二、三お伺いさせていただきます。

まず地域振興総局をお願いいたしますが、6月議会で限界集落の再生ということで、今の現状の中で早急に対応してはという御提案をさせていただいたわけでありまして、今回、重清議員のほうからも、南部の立場として限界集落、要するに崩壊的になっている集落をどうするのかと、こういう御質問が出ておりました。県のほうからも資料とかいろいろいただきましたが、先般、早速、とくしま集落再生プロジェクト検討委員会を立ち上げていただき、委員も21名、いろんな形の有識者の方を御選任し、素早く対応していただいたことを心から敬意をあらわしたい、まずお礼を申し上げないといかんなあとこういう気がしております。

また、それを受けて9月6日の徳島新聞の社説で限界集落について、県挙げて再生へ知恵をという見出しで、こういう提案、いろんな問題というのをひっつけて、いろいろと御示唆のある社説をいただいております。こういう中で、住民の意思を把握するというので、検討委員会も開催しておりますが、この把握する有効な手段として、まず、どういうことをやられるのか、それについてお伺いをしたいと思います。

#### 相田地方主権推進課長

限界集落の再生に向けた取り組みということで、現在、とくしま集落再生プロジェクト検討委員会というものを設置しまして、その対策に向けて検討を行っているところでございます。

今回、その検討委員会のほうで考えております対策といたしましては、本県のいろいろな地域資源を活用いたしまして、例えば、本県は情報通信基盤が隔々までめぐらされておりますので、そういったものの活用によります集落再生策。それから、さまざまな地域支援ということで、例えば、農林水産物であるとか、美しい景観であるとか、そういったものの活用によりまして対策を考えていきたいということで、大きく方向といたしましては、今現在非常に困っておる、マイナスになっておる部分について、安全で安心な生活を確保するための施策、それからもう一点としましては、今申しました集落が有しております強みを生かしまして、その地域ならではの潜在力を引き出すような集落の再生策、そういったものを考えてまいりたいとこのように考えております。

それで、地域住民の声の把握につきましては、検討委員会の中で、各分野の検討委員さんのほうからお声をいただくこととしておりますけれども、現在、この検討と並行しまして、地域の集落、過疎地域の集落に対しますアンケート調査、これを実施しているところでございます。これによりまして、その地域の実情に応じた対

策を検討するための集落の課題、それから住民の方々の声をきめ細かく把握してまいりたいというふうに考えているところでございます。

藤田委員

社説にも課長のほうから御答弁いただいたような詳細な委員会の状況も一部記載されていて、今おっしゃるような地域の特性をまず生かしながらという目標はわかる。把握の仕方は、アンケートをこれからやって、そして、それをもとにやっていくということなんですが、今までやっておられるのかもわからない。住民アンケートをこれからやるのか、やっておられるのか、もし、やったのであれば、どのような課題を集落の住民がお持ちの中で、このアンケート調査というのを整理していくのか、その一端、もし具体例がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

相田地方主権推進課長

アンケート調査についての御質問でございます。

過疎地域の集落のアンケート調査ということで、今現在、実施をしているところでございます。現在行っておりますのが、過疎地域の集落の代表者に対しましてアンケート調査を行っております。集落代表者約1,500名の世帯に対しまして調査を行っております、現在まだ集計作業中でございますが、大体半分程度の方から回答をいただいているというところでございます。今後のスケジュールといたしましては、集落代表者以外の各集落の世帯調査というのも行うこととしておりまして、それが約4,500世帯ということで、合計6,000世帯を対象に調査を行ってまいりたいと考えております。

現在まだ分析作業の途中経過ではございますけども、その中で集落の課題ということでいただいております点を申し上げますと、例えば、1つは地域を支える人材がやはり減少しておるといったようなこと、それから働く場所が不足しておるといったようなこと、それから鳥獣被害が増加しておるといったようなことがございました。さらに空き家が増加してきておるといったような課題が上げられているところでございます。

藤田委員

多分資料でお出しになったのかもわかりませんが過疎地域の現状と課題、検討委員会の進め方について、こういう資料の中で、本当に徳島県の大半が、法に基づく過疎地域で、過疎法もいろんな変革で、今の行政の中で継続はしておりますけど新しい過疎法はまだできていない。そんな中でいち早く徳島が取り組んでいく。これは本当にありがたい話だなあと、こういう気がしております。過疎地域が断トツの36.1%。先ほど聞いた資料にも載せていただいておりますが、65歳以上の県下の全体が26.2%。皆さんの先輩の団塊の世代、こういう方が65歳にもうすぐなるんです。そうすると、この26.2%ってのは、今の出生率から考えると、もっともっと上がってくる。だから、過疎地域だけの問題ではなくて、本当に徳島県全体、過疎とは言いませんが、高齢化の時代の中での私どもは過疎ということでやるんです。多分、この問題は、今の地域主権を、地域振興総局のほうでやっておられるんですが、各部局との連携というのは、私は大変大事なんではないかと、こういう気がしてます。その辺に対して、お互い各部局が知恵を出し合えるような必要があると私は思っておりますが、担当部局としてどういうお考えをお持ちなのか教えていただきたい。

#### 相田地方主権推進課長

ただいま対策を考えるに当たっての各部局間の連携ということでの御質問をいただきました。

今回、集落再生策を考えていく上では、地域のいろいろな幅広い分野での行政課題への対応が必要となっていてまいります。その対策をまとめていく上におきましては、県として全庁的な取り組み、これを行っていく必要があるということで考えておりまして、このため全庁的に過疎対策、今回の集落再生策に関係する部局を集めまして、新たに戦略的調整会議の中に集落再生部会というものを設けておるところでございます。その部会につきましては、副知事をトップといたしまして、その集落再生に関係いたします庁内の各課長 12 名、それからあわせて南部、西部県民局にも入っていただきまして対策を考えているというところでございます。その集落再生部会におきまして、外部委員によります検討委員会と連動しながら全庁的に対策を考えていきたいと、このように考えております。

#### 藤田委員

集落再生部会、非常に横のつながり、県庁の風通しているのは、まだまだ縦割りのところがあって、県民局のお話のときには横割りにてことをいろいろ御提案させていただいた中で、この問題は全庁的にやられる、それは非常にありがたい。

特に、先ほど課長の御答弁にもありました、局です。特に今、過疎が著しい南部県民局、西部県民局、それと多分、徳島県として過疎の再生に向けていろんなプロジェクトの提案をした場合、その執行というのは、市町村と相当連絡をとらないと実行できないんじゃないかなと思います。課題と成果はわかりますが、それを実行していくときには、これもお話の中で御答弁も6月にいただいたときに、できることからやっていくんだと、こういう話もあるわけなんです、特に県民局サイド、それから市町村との連携はどうするのかな。大きな課題を抱えることなんで、その辺は当該の担当部局としては、どういう体制のお考えをお持ちなのか教えていただきたい。

#### 相田地方主権推進課長

県民局及び市町村との連携ということについての御質問でございます。

県民局につきましては、この集落再生の検討に当たりまして、過疎地域の現場の第一線を持っておるといふ組織でございまして、その連携を図っていくことは非常に重要なことであるというふうに考えております。今回の集落再生プロジェクト検討委員会におきましても、地域振興総局とともに事務局として一緒に参画をしていただいております。

また、先ほど申しました集落再生部会にもあわせて参加をいただいております。さらには、今回、先ほど申しましたアンケート調査を実施しておりますけれども、その実施につきましても、県民局のほうで主体的に実行していただいておりますところございまして、さまざまな面で連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

それから、市町村との連携ということでございますけれども、今回の検討委員会のメンバーの中に、限界集落が非常に多いということで、三好市長さん、それから神山町長さんという方に検討委員会のメンバーに

入っていただいております。そういった検討の中で十分現場の市町村に御意見をいただきながら、実際の事業、来年度以降の事業の執行につきましては、十分に市町村の意向も確認しながら連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

#### 藤田委員

検討委員会のメンバーにも過疎市町村の代表者の方がお見えになって、それぞれ行政の首長としての思いを多分発しているとは思いますが、皆さん御存じのとおり、にし阿波観光圏をおつくりいただいたときも、やはり本庁がいろんな形でリーダーシップをとりながら、県民局サイドにいろいろなお願ひの中で、担当職員が配置されたんです。おかげでその郷事業を中心に、地方とすれば地域の県民局のお仕事というんですか、その地域の活性化の1つの役割には、本当ににし阿波観光圏の取り組みってのはある程度の成果を得たかなあ。それもやはり、この本庁でそういうような指針を持った後、その地域の中で活躍できる場を、西部県民局は2名ないし3名の職員を多分専属で配置していただいたと思います。この今度の事業も、やはり、その南部・西部・東部でも佐那河内とか、いろんな風土と場所と地域性の中で、いろんなやり方があると思うんです。同じように金太郎あめみたいに徳島県全体が同じような過疎の再生ができるということは私は考えでもおりませんし、やはりその地域に合った文化と景観条件を整合しながらするためには、やはり県民局にこういう部局をつくらないかんのじゃないか。1年間、一生懸命練っていただいて、将来の話かもわかりませんが、ある程度、その地域に根差すためには、やはり市町村のお力と皆さんのお力を結集した中のそのパイプ役として、まず現場に何か残す。そして、県はそのプロジェクトチームを中心に、国のほうへも大きな提案を、徳島発としての提案を十分な形でやっていく。こういうような体制をまずおつくりをいただきたいと思っておりますが、その辺についてのお考えも後で聞きますが、その前に、まず地元でやれるということで、重清先生のときの話にもありましたが、知事の御答弁だったかもわかりませんが、やれるものからということで、大規模商業施設において集落の主な特産物の展示即売イベントというような御答弁があったように私も聞いております。これについてもうちよっと具体的に、過疎に対する思いを、今やれることの中でどういったことをやっていただくのかお知らせいただきたい。

#### 相田地方主権推進課長

重清議員の代表質問の中で、過疎地域の集落に埋もれているすぐれた産品を発掘し、広く県民に知っていただくような取り組みをするべきではないかという御質問をいただいております。

そんな中で、知事のほうからお答えいたしましたのは、過疎地域、いわゆる限界集落には、昔ながらの伝統や知恵に裏打ちされました、すばらしい集落の産品が存在しておるということで、それにつきまして、いわゆる限定生産的な形の産品が多いわけですがけれども、そこならではのよさを発信することによって、そのつくり手に対する理解者をふやしていくということが大変重要であるということの中で、取り組みについて御説明をしております。その中の1つの取り組みといたしまして、先ほど委員のほうから御指摘がございましたように、県内の大規模商業施設において、多くの県民の皆様実際に、見て、触れて、味わっていただけるというような展示即売イベントを計画しておるということを申し上げたところでございます。

今御質問ございましたように、大規模商業施設ということで、もう少し具体的にということですが、

現在まだ最終調整中の段階でございますけれども、藍住町のほうで建設を行っております、年内にオープン予定と聞いておりますが、ゆめタウン徳島において展示即売イベントを実施してまいりたいというふうを考えております。その中で今考えておりますのは、生産者みずからが消費者の方に語りかけられるような形の試食や販売といったようなものを行いまして、それによって消費者の方に御理解していただくというようなこととあわせて、集落そのものの魅力をアピールするということで、写真展示であるとか、地域ならではの伝統芸能といったような実演を行っていきたくと考えております。まだ現在調整中の段階ではございます。

#### 藤田委員

集落の意識を県民と共有をしていただくという中では、1つのイベントになるのかなと。ただ、物産販売とか村おこし的なことでなくて、再生というのは、多分いろんな要素が絡みます。当然、物産も販売しなきゃいかん。でもそれは、その地域が再生されてこそその話であって、今、それができるような底力といえますか、再生をした中でやっていけないといけないんじゃないかなと。今のまま、ありのままを個人的には、それをそのままそっくり再生するのは、ほとんど不可能だろうと。やはり、思い切った手術をしながら、大手術の中で、その集落全体の再構築、例えば、思い切ったことを言えば、小さな集落で、ここはもう生産性が非常に悪いとか、いろんなものをつくらなきゃいかん場合には、本当にもとの原野に変えるような政策も必要となるのかなと。これは余談ですが、そういう本当に血も涙も両方要するような政策に本腰で取り組まないと、中途半端な形でやってたのでは投資効果も何もない。そして、再生がカンフル剤になるぐらいで、根本的な形になかなかなりづらいんじゃないかなと。こういう中で、先ほど言いました26%がもう30%に全体になる中で、そういう大規模店も使いながら、地域の現状を再認識しながら、お互いに県民共有の意識の中で再生っていうのをやっていくような時代がもう来ておるんじゃないかなという気がします。

最後に、責任者の局長に、そういう今の意味合いを含めて、本当にその再生ってのをどうやっていくのか、地方との感覚、それから大きな課題が出た後の処理の仕方、それからちょっと出させていただきました国へのアピール、こんなもんも含めて、私はできたら課題が見つければ、課の創設もしていただきたい。

男女共同参画の話も、もしかしたら私のほうから出させていただくかもしれませんが、あれも国策の中で、男女共同参画課というのができたわけです。国全体の大きな課題の中でとらえ、徳島県だけが過疎でないものですから、徳島が先駆けて、課名は過疎対策課とは言いません、再生課がええのかどうかわかりませんが、本当に性根を入れてやれる徳島の本部の部局をつかって、その一環としての専門的な分野をつかっていただきたい、こんな思いもありますので局長の御意見をいただけたらありがたい。

#### 床桜地域振興総局長

今、藤田委員さんのほうから集落再生についての貴重な御提言をいただきました。

徳島県の人口というのは、この半世紀でその減少は5%なんですけれども、過疎地域においては実にその10倍の50%が減少いたしております。実は、このことは全国においても全く同様でございます、この50年間で全国では過疎地域の人口が700万人減少しているというところでございます。その減少率は本県よりやや少ないんですけれども、いずれ本県と同様の条件になるということは間違いございません。そのことによりまして、やはり山林が荒れ、あるいは放棄地がふえということで、自然災害の発生でありますとか、ある

いは鳥獣被害の増加の要因になっているというのは確かでございます。まさに限界集落の問題というのは、その地域だけの問題ではなくて県民共通の課題であると、同時に全国の課題であると、そういう意識を私は持っております。

それで、集落再生は非常に重要な問題でありますけれども、その解決には大変労力もかかりますし、大変難しい課題であるということは、そういう認識のもとで、私ども地域振興総局だけではできませんので、先ほど、担当課長が申し上げましたように、副知事をキャップとする集落再生検討組織で、県民局もしっかり入っていただく中で、あるいは市町村の意見も踏まえる中で、実効性がある施策をぜひともつくり上げていきたいと、このように考えております。

専門組織をという大変ありがたいお話をいただきました。このことはしっかりと胸に刻ませていただきまして、まず、私ども地域振興総局が全庁的な総合調整役となって、しっかり汗をかいていこうと考えております。また、冒頭申し上げましたように、徳島の状況というのは必ず全国の状況になりますから、徳島モデルということも1つでも2つでもつくり上げて、成功事例をつくり上げて、それを全国に発信する。同時に国に対してしっかりと提言をしていきたいと、このように考えております。ぜひとも御支援をいただければと思います。

#### 藤田委員

まず、本当に徳島県がまさか一番の高齢化、限界集落のパーセンテージが高いということにはびっくりしたわけなんです。私どもも自由民主党の車座ってこのを使いまして、三好、美馬で加藤紘一さん、前の幹事長さんをお招きしながら、いろんな集落の話をやってきて、それで過疎法に持ち込める。その矢先には、政権がかわった中で、新過疎法の制定もあり、まだ道半ばで従来のものを延長してやっていただいているわけなんです。ぜひ、時は本当に来ていると思いますので、今局長のお話のとおり、まず、こうして会を開会をしていただいたものが一過性にならないように、そしてそれが、さらに充実発展して本当に国、県、市町村とのパイプがきれいになるような体制を構築していただくようお願いをしておきたいと思っております。御期待もさせていただき、また質問もさせていただきたいと思っております。

先ほど男女共同の話が出たついでなんです。男女共同参画社会、きょうも御答弁の席に女性の方もたくさんふえてきたかなあと喜ばしいことで、お互いに共同参画の社会を目指すのは理想的な話ですので、だれも文句はない。もっともっと女性の方が御答弁の席にふえていただくのを御期待するわけですが、この法律はいいところはいいかもわかりませんが、まことに申しわけないんですが、男女雇用機会均等法ができて、何年になって、それが徳島県の人材登用だけが男女共同参画ではないかもわかりませんが、まず、そういう目に見えた形でどのくらい変わってきて、どのくらいこの法律によってすばらしい社会の構築がどうなされたのか、もしそういう御意見があればお伺いさせていただきたい。

#### 岡田男女参画青少年課長

ただいま藤田委員さんのほうから、男女共同参画社会基本法を踏まえたこれまでの成果と申しますか、本県でどのようなそういったものが見られるのかといったような御質問をいただいたところでございます。御承知のとおり、男女共同参画社会基本法につきましては、平成11年に法律ができ上がっておるところでございます。我々行政としましては、まず、基本法という法律ができた以上、しっかりとそれを県民の方に啓発、

周知しなければいけないということで、周知啓発に努めるということで条例をつくり、それをもとにその方法論というべき計画策定ということで、基本計画をつくり、周知を行ってきたところでございます。

ただ当然ながら、長期的な視点に立って進めていくものでございますから、過去に県議会のほうでも、今の計画の前段の計画になりますが、とくしま男女共同参画実行プランの策定時にもいろいろと御意見もいただきました。それを踏まえて今計画をつくっておるところでございますけれども、具体的な成果ということで、先般、岡田議員さんの御質問に対して、部長のほうからも答弁させていただきましたけれども、当面の成果といたしましては、まず、今まで女性の社会参加というのが非常におくれていたということもございまして、政策立案決定過程への女性への登用を進めていこうということで、全庁を挙げまして取り組んできた結果、3年連続全国1位というふうな結果を見ておるところでございます。

また、平成18年に男女共同参画推進の拠点でございますアスティとくしまの旧とくしま体験館というところに設立いたしました徳島男女共同参画交流センター、こちらにつきましても、現在25万人近くの方が利用いただいたということで、にぎわいを見せておるといったところでございます。

こういった条件整備を重ねながら、今、新たな平成24年から28年の計画をつくっておるところでございます。委員御質問の具体的な成果という形の答えにはなっておりませんが、その新たな方法論といえますか、計画をつくる中で、今までの検証、そういうものをしっかりして、取り組みを策定すべきであると考えております。よろしくお願いいたします。

#### 藤田委員

平成11年ということになるともう10年を越したのかな。十年一区切りってというような話もありますが、本当に女性社長さんの数、そのときそのときの話の中で、いろんな行政の指導力もあって、徳島の県民性もあるかもしれませんが、言葉のとおり男女機会均等の中での取り組みが出てきておるのかなと。ただ、再々議論もしてはいましたが、そういう男だから女だからというので管理職登用というわけではなくて、それはなられた方の実力があってこそその登用だろうと思います。今まで表にあんまり出ないというような日本古来の女性は控えめというようなことがあったかもしれませんが、やはり、それは実力があるからこそなれるんであって、女性が女性だから登用されるというのは、私は大きな節目の中で考えていただきたいなど。例えば、いろんな形でそういういい面もあれば、逆に男女雇用機会均等法、これは前の人権の問題でもいろいろありましたが、ちょっとしたはき違えで、やはり、負の男女雇用機会均等法の感覚も、私らのほうで受ける話もある。例えば、らしさという言葉は無理かもわかりませんが、男の価値と女の価値の違い。こういうものがともすれば男女共同で全部同じです。こういうような、世の中にそういうとらえ方をする話も聞かんこともない、多分皆さんも聞いている話。この辺の問題については、この10年でどのような変革があったと思われます。

#### 岡田男女参画青少年課長

今、委員さんのほうからいろいろな考え方があるということで、その中でも、男らしさ女らしさ、そういったものを、ある意味失うといえますか、画一的な取り扱いにもなっているというふうな、これらについては過去に、先ほどちょっと平成15年のプラン策定時にいろいろと議会で御議論いただいたという話もさせていただきましたけれども、そういったことは十分承知をいたしておるところでございます。当時の議論も踏まえまして、県で

は特にジェンダーフリーという当時はそういった言葉の使用について十分な御議論をいただいたということで、県としましては、公文書への使用をまず差し控えるという流れの中で、その後、国におきまして平成18年1月31日付で、各地方公共団体に対して、ジェンダーフリーの使用は控えるべきというふうな文書も出されているところでございます。今はそういった流れの中で来ておるところでございます。ただ、当時はそのジェンダーフリーの考え方で両論出たというふうな形は十分承知いたしておりますけれども、今はそういった流れで行っておるところでございますので御承知いただけたらと思います。

#### 藤田委員

とらえ方でいろいろあると思います。ただ私どもは、人が人として生まれてきた価値観の中で個性までが壊れないような施策になるように、10年過ぎて、やはりいい面は伸ばしていただいて、理想的な法律施行、世の中が大成できるような計画もまた考えていただきたい。これには教育委員会の話もありますので、ここでそれはまた後で教育委員会のほうにはその話をさせていただきますが、ぜひ、そういう負の遺産を残さないように、新しい計画づくりのときに十分御配慮いただいて、本当に人としての価値観が、お互いが光るような形の体制づくりに邁進していただけたらありがたいなと思います。

最後にヴォルティスの話なんですけど、所管がスポーツ立県ということですのでちょっとお伺いをしたいのですが、今、終盤戦に入って、ヴォルティスも、もしかするとJ1に入るのかなと。県民としては非常にうれしい悲鳴なんですけど、いざ施設となると、県庁の職員さんも頭を悩ますのかなあと、電光掲示板でさえ、ふうふう言っつつ、もしJ1になったときにどうするか。来年の4月ですか、開幕は。そうすると、それまでにJ1の競技規程があるわけなんですけど、とりあえずうわさでは鳴門競技場の改築というような話も聞きます。要するに、ヴォルティスがJ1に昇格したときに、競技施設はどのようにするのかアバウトなお答えがありましたら、お教えいただきたい。

#### 丸岡県民スポーツ課長

ポカリスエットスタジアムの改修につきましては、防災拠点でもありますので、耐震化や防災機能の強化を図っていく中でJ1仕様を満たすとともに、コンサートなど多目的な利用が可能なスタジアムとして、機能充実が図れるよう関係部局と検討しているところでございます。

#### 藤田委員

仮定の話で非常に恐縮ですが、これは避けては通れない、もしくは、もし私どもの県民の願いが特にサッカーファンの方の願いの中で、J1に昇格すると必然的にやらざるを得ない、こういうことだと思うんです。協議をしているのは結構なんですけど、時期が3月なんですけど、あと半年。協議の中で座席数の増設を含めて、もしなったときはやり切れるんですか、どんなんですか。

#### 丸岡県民スポーツ課長

Jリーグ情報とかヴォルティスの情報につきましては、商工労働部のにぎわいづくり課のほうで情報をとってもらっているところでございます。そういった施設の整備につきましては、県土整備部のほうで対応してくれ

ておりますので、そのところでしっかりと検討をしていってくれると思います。

私のほうといたしましては、防災拠点とともに陸上競技場という側面がありますので、徳島陸上競技協会とかの意見の調整をして、機能充実が図られるよりよい施設となるよう検討しております。

藤田委員

各部局にまたがってやるのはそうでしょうが、リーダーシップをとるのはだれがやるんか、多分ここだろうなあと、多分そうでしょう。いずれにしても、3月、4月に向かって、J1になったらやりますっていうのでは間に合うわけない。だから、シミュレーションというんか、ある程度のことはやらなきゃもたない。そうすると、その費用の概算とか、いろんなもの、進め方、例えば、それじゃあ全然新しいところへ競技場をつくるんですか。私どもも、これはお金があつたりいろいろできればね。それからJ1に定着するようないろんな形ができれば、先ほどの答弁のとおり陸上競技場ですから、本来の仕事は。それに弊害しないようにするためには競技場ってのはつからないかん。それは徳島のもっと交通の便がいいところへすれば、お客さんの入りがもっとよくなるかもわからん。ただ目先の3月までにやらないかん。これはもう事実のはず。もしかしたら、この今季過ぎてJリーグのほうが終わって、それから間に合うんかってことなんです、時期的に。総額的にどういう概算で、それは必ず間に合うんですという御答弁を最後にいただいたらありがたいんですけど。

鎌田文化スポーツ立県局長

J1昇格の件でございますけれども、現在3位ということで、我々も当然J1昇格を念頭に置いて、先ほど課長から申しあげましたように、それぞれの部局において、12月の下旬、そのときには順位がはっきりすると思う、そこまで待つのではなくて、現時点でも想定して、それに間に合うように準備をそれぞれの部署でやっているところでございます。

具体的に幾らかかって、いつまでにやっていくのかというのは、現在6月の補正の耐震強化という中で多目的という観点の中でJ1対応もできる。そういったものを県土整備部のほうで、現在検討していただいているところでございますので、我々、県庁一丸となってJ1対応ができるように頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

藤田委員

頑張ってください。終わります。

児島委員

きょうの昼ですね、ちょうど先般、視察をした堺の太陽光発電所のほうから委員会への視察のお礼が来たんですが、これに絡んで1つだけお聞きをいたしておきたいと思っております。

先般の委員会でもお聞きしたんですが、本県においても、特に知事が、こういった太陽光発電に力を入れていただいて、知事会のほうでも手を挙げていただいたようなんですが、やはり、先般もこの関西電力におきましては、電力会社自体が、これからの電力の供給ということで自然の電力供給ということで、みずから太陽光発電の大きなところを見せていただいたわけなんです。本県においても、これから進める上で、地元の四国電

力さんについても、やはりこの地震が起きて、これから原子力発電という時代から、できるだけ自然に近い太陽光発電を充実していくというような流れがあるわけですが、この点について県が四国電力さんを初め、どういう形で充実を図っていただいているのか、お聞きをいたしておきたいと思います。

それといいますのも、候補地といいますか、県が打ち出した何カ所かを報道されてから、各地域で、太陽光発電について、うちの地域にもつくってくれというような要望がたくさん今の時代ですからあるわけなんです、やはり、高価な費用のかかるものがございますので、県当局としても厳しい財政条件の中、そういった県予算で負担ということになれば大変な状況があるかと思うので、今申しましたように地元の四国電力さんにこの点につきまして、どのような形で働きかけをされておられるのか、御協力いただくのか、そしてまた、いつぐらいにこういった方向づけができるのか、この2点だけお聞きをいたしておきたいと思います。

平島環境首都課長

メガソーラーのことについての御質問でございます。

さきの県議会でも御質問にお答えしたとおり、現在、県有地を中心に5つのモデル地域がございます。そのモデル地域につきましては、設置可能な発電施設量であるとか、また用地にかかる課題、あと委員のほうから、四国電力とのかかわりというふうなことでお話ございましたが、まずは送電線との連携系統というのが、一番大きな課題となってきております。そういった点で、以前より四国電力のほうにも御協力をいただきながら、各モデル地域についてどういった送電施設があるか、またどういった施設であれば可能であるかということ、私どもと関係部局を中心に御相談をしながら調査等を進めているところでございます。

また、もう一つお話ございました県内の候補地のお話でございますが、これにつきましては、去る8月25日に県と市町村との連絡協議会を立ち上げた際に、各市町村において遊休地であるとか、利用可能な候補地があれば紹介するというような形で、現在照会中でございます。こうしたものをもとに、この前の代表質問で、木南議員の御質問に知事のほうから御答弁申し上げましたが、電力の買い取り価格についての法案が8月26日に成立いたしまして、その促進期間が平成24年の7月から3年間という促進期間が定まっております。そういった促進期間に合わせまして、県といたしましても新たな支援制度等を検討する中で、自然エネルギー立県とくしま推進戦略というのを年度末を目標に策定し、支援策等を踏まえた戦略の中で自然エネルギーにメガソーラーも含めて推進してまいりたいと考えております。

竹内委員

今のメガソーラーの話ですが、前にも長尾委員からも御指摘あったんですけども、孫さんという人は絶対損をせん人で、もうけだけを考えている人ですから、そう簡単に乗っていかんように。もうかるんだったら徳島県というのは企業局があるんだから、企業局でしたらいい、新たなやつは。これはもういけると、知事の言う一石何鳥になる可能性もあるんで慎重に考えた上で、絶対もうかるし、自然のエネルギーができるのであれば、企業局が率先してやるべきであって、今までも企業局はすることないんやけん、金貸しと、四国電力に電力を売るということだけで頑張るととこやから、やれるのであれば企業局がやるべきであると、私はそういう考えを持っておりますので、そこらも調整をひとつしていただきたい。

先ほど男女共同参画の話ですが、これはもう私の片一方のおはこでございまして、大沢真理なる者が、

徳島県に殴り込んできて、もう好き放題、その基本計画でもやられた経過があるわけです。それで、この平成 11 年の基本法ができたときには、いわゆる国旗・国歌法案と一緒にできて、そのほとんどの国会議員はこっちのほうに力を入れてしもうとって、この基本法の中身なるものがどんなものかわからんづくに通したという、国会議員のほんまに不見識な中ででき上がった法律なんです、基本法っていうのは。それで、これはいかんわということで、福田官房長官になったときだったかな、一番すごいのは安倍さんが総理大臣だったときに、これは直さないかんということで、是正をしたという経過のある法律です。男らしさ女らしさを完璧に否定する。それからこいのぼりや、おひな様のお祭りはけしからんと、そういうことが、最初は堂々とやられた、その基本法の流れで、徳島県も大沢真理さんが来てやった。そういう経過があるんで、今回の委員さんには、大沢真理さんは入っとらんだらうね、入っとったら絶対反対しますよ。

岡田男女参画青少年課長

今、竹内委員さんの御指摘の方については委員には入ってございません。

竹内委員

それを聞いて安心しました。もとより私どもは男女共同参画は大いに結構です。これは進めていかないかん話であります。ただゆがんだ形での男女共同参画というのが当初あったわけで、今もまだ残っております。ジェンダーチェックだとかですね、ジェンダーフリーなんちゅうのは、社民党の福島さんとか、前のこないだ落選しましたけど千葉さんという人、法務大臣、この人なんかはすごい大沢真理さんと同じような考え方の人なんです。こういう人が復活してきたんで、こらまた大変やなと思っていたんですが、今の国から出てきているいろんな通達みたいなのは、以前自民党が是正をした時代からは変わっとなですか、そのままですか。

岡田男女参画青少年課長

これまでの経緯といいますか、国において男女共同参画社会基本法ができて以来、昨年の 12 月までで第 3 次目の国としての計画ができ上がっております。その趣旨自体につきましては、今、委員さんがおっしゃられた、当時から大きく変わったというふうなものはないというふうに認識しております。

竹内委員

ジェンダーフリーという造語が堂々とまかり通って、学校現場でもそうであったし、もともと混合名簿というもんも、そういう流れの中から出てきておるわけです。ぜひ正常な形での男女共同参画。女性の登用は大いに結構。そして、女性の知事ができたっていいと思ってますし、それはそれで大歓迎いたしますけど、やっぱり変な左翼の人たちが、ここぞとばかりに盛り込んできたものをだんだんと是正をして今日があるんだと思います。だから課長が言われておる方向に行っておると思いますけども、それを、また、こうゆがめられることのないように。

それと前は委員さんは公募をされたと思うんですが、するんかな。

#### 岡田男女参画青少年課長

現在の男女参画会議の委員は20名いるんですけども、そのうちの1名については公募委員ということで、まだ任期が来年の7月までであるというようなことになります。

#### 竹内委員

我々、あのときに相当な議論をいたしましたので、委員さんも変わっておられますけども、趣旨はほとんど変わらない人たちが当選してきておると思いますので、ゆがんだ形に逆戻りせんように、ぜひひとつお願いしたい。部長から答弁をいただいて終わります。

#### 松井県民環境部長

竹内委員さんから、今後どのように計画づくりを進めていくのかというふうな御質問をいただいております。

男女共同参画の実現に向けた基本的な考え方といたしましては、委員さんと余り大きな違いはないと思っております。男女共同参画というのはだれもが、人権を尊重され、自分らしく生きていける社会を目指すということでございまして、個人の内面にかかわらず、男らしさ女らしさ、また伝統とか文化、これを否定するようなことでは決してございません。男女の差の機械的、画一的な解消、これを目指しているものでもないと考えております。

真の男女共同参画、男女の平等、これの達成を目指すものでありまして、男女がともに一人一人の個性を尊重し社会のあらゆる分野において、等しく参画し、利益と責務を分かち合っていく、そういったものを目指しているというふうに考えております。

今回の計画の中で、特に重点課題、本会議でも答弁させていただきましたけれども、少子高齢化が進んでおりまして、その中で、やはり年齢構成、特に地方では高齢化が進んでおります。その中でまた核家族化も進んでおりますので、いかに地域の力、地域力を高めていくかということを中心に、その辺を新たな取り組みとして考えていっておりますので、中間取りまとめ、それからまた最終の報告、それを受けましたら、報告もさせていただきますので、十分に御論議をいただけたらと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

#### 寺井委員長

ほかにご覧いませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

ただいま審査をいたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第5号、議案第6号

以上で県民環境部関係の審査を終わります。

これをもって本日の総務委員会を閉会いたします。(14時55分)